

京都市告示第12号

京都会館条例第12条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、京都会館の管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本頼兼

| 受託者の名称 | 所在地 | 委託する事務の範囲等 |
|-------------------|-------------------|--|
| 財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 | 京都市左京区下鴨半木町1番地の26 | 1 京都会館条例（以下「条例」という。）第4条の規定による使用許可に関すること。 2 条例第11条の規定による原状回復の検査に関すること。 3 京都会館を設置目的に従って利用に供すること。 4 京都会館の施設、附属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、京都会館の管理等に関し、市長が必要と認める事項 |

(文化市民局文化部文化課)